

鎌倉市公告第 718 号

鎌倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、負担金の賦課をしようとする区域を次のように定めます。

なお、公告された区域内の土地の所有者には、別途通知します。

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日

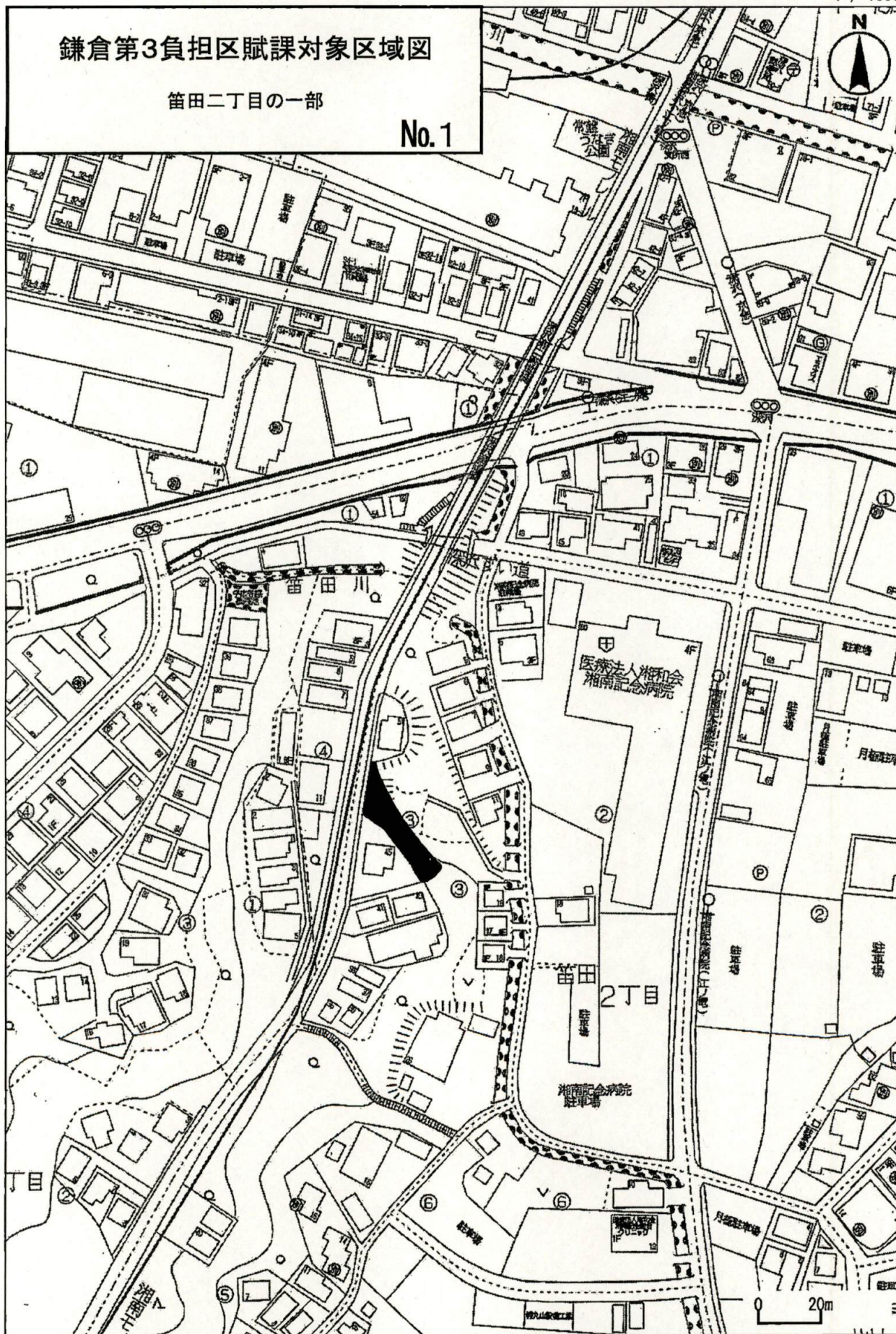
鎌倉市長 松尾 崇



鎌倉第3負担区賦課対象区域図

笛田二丁目の一部

No.1



鎌倉第3負担区賦課対象区域図

城廻の一部

No.2

